

東京都北区議会

平成 22 年第 4 回定例会で可決した意見書

- ・ 独立行政法人都市再生機構住宅の二〇一一年家賃改定の動き等に関する意見書
- ・ ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型 (H T L V - 1) 総合対策を求める意見書
- ・ 若者の就職難打開を求める意見書

独立行政法人都市再生機構住宅の二〇一一年家賃改定の動き等に
関する意見書

独立行政法人都市再生機構住宅の家賃改定見送りについては、自民、公明、民主、共産、社民等各党国会議員の申し入れにより、平成二十年十一月、金子一義国土交通大臣（当時）が、都市再生機構に対し「きびしい経済情勢への配慮」を求めて値上げ延期の要請を行い、都市再生機構が決定して以来、今日まで継続されている。

現在の経済情勢のもと、高齢化・低収入化が急速に進む機構住宅居住者の暮らしは引き続き厳しい状況にあり、北区内の居住者においても、全国公団住宅自治会協議会が行っている居住者アンケートで六十五歳以上を含む世帯の増加が加速し、「年金が収入の中心」世帯が年々増加し続けているとの結果が出ている。

このような中、都市再生機構は近傍同種家賃との価格是正を図る「家賃改定ルール」に基づき、延期していた三年ごとの家賃改定実施に向けて作業を行っている。しかし、民間の高額家賃マンションが増加している二十三区内においては、家賃は際限なく上昇し、現在の機構家賃最高額が月額三十万円をはるかに超えている住宅もある。

よって、本区議会は政府に対し、都市再生機構のあり方が検討されている中、国の責任で公的賃貸住宅を守る見地からの政策推進と、「住宅セーフティネット法」により、機構住宅も公的賃貸住宅に位置づけられた現状を踏まえ、独立行政法人都市再生機構に対し左記事項を要請するよう求めるものである。

記

一、都市再生機構が進めている平成二十三年四月の継続居住者の家賃改定に際し、居住者の生活実態や社会情勢にかんがみ、家賃値上げを行わず据え置きにし、高額家賃については引き下げること。

二、都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット法」を担う公的住宅として位置づけられたことにふさわしい家賃の「改定ルール」の見直しの検討を図ることを要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十二月七日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直人 殿
国土交通大臣 馬淵 澄夫 殿

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V ・ 1)総合対策を求める意見書

ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V ・ 1)の国内での感染者数(キヤリア)は、百万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵する。毎年約千人以上が成人T細胞白血病(A T L)で命を落とし、せき髄疾患(H A M)発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいる。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が六割以上を占めている。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が四十年から六十年と長いことから一部自治体では、妊婦健康診査時にH T L V ・ 1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止している。

平成二十二年十月、厚生労働省は、官邸に設置された「H T L V ・ 1特命チーム」における決定を受け、H T L V ・ 1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう通知を改正し、各自自治体に発出した。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることになる。そのためには、医療関係者のカウんセリング研修やキヤリア妊婦などの相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発などの総合的な対策の推進が不可欠である。

よって、本区議会は政府に対し、ヒトT細胞白血病ウイルス1型(H T L V ・ 1)の感染拡大防止に伴う「H T L V ・ 1総合対策」を推進するため、左記の項目について早急に実現するよう強く要望する。

記

一、潜在患者の把握など実態調査を行い、妊婦健康診査ではH T L V ・ 1抗体検査を実施

すること。

一、医療関係者や地域保健担当者へH T L V ・ 1の情報提供と研修会を実施すること。

一、H T L V ・ 1母子感染対策協議会を全都道府県に設置し、検査体制、保健指導・カウ

ンセリング体制の整備を図ること。

一、相談支援センターを設置し、感染者および発症者の相談支援体制の充実を図ること。

一、感染者および発症者のための診療拠点病院の整備を拡充すること。

一、発症予防やワクチン開発など治療法に関する研究を大幅に推進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十二月七日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直人 殿
厚生労働大臣 細川 律夫 殿

若者の就職難打開を求める意見書

就職「新」氷河期と言われる中、「就職活動に一年以上かけている」「百社以上に応募したが決まらない」など、就職難に苦しむ若者や保護者などから、悲痛な声が寄せられ、その解決は喫緊の課題である。

政府も就職難打開に向けて努力しているところであるが、実態は厳しいものがある。民間シンクタンクの調査では、平成二十三年卒業予定の学生求人倍率は、前年の一・六二倍から一・二八倍に低下し、全国の民間企業の求人総数（計画）は、前年の七二・五万人から五八・二万人へと約二割も減っていると指摘した。

また、十一月十六日に、文部科学、厚生労働両省が発表した来春卒業予定の大学生の就職内定率（十月一日現在）は五七・六％で、調査を開始した一九九六年以降で最悪の状況となっている。

更に、就職活動の早期化・長期化は、学生の重い負担になっているだけでなく、「ゼミが成立しない」など、大学教育にも大きな弊害をもたらしており、学業と両立できる「活ルール」の確立も求められている。

若者の社会への第一歩を応援し、新卒者の求人と雇用を増やすためにも、非正規雇用を拡大した労働法制の見直しや内需底上げの経済運営とあわせて、経済界・労働界に向けての積極的な働きかけが求められている。

よって、本区議会は政府に対し、左記の点を強く要請するものである。

記

- 一、 企業・経済界に対し、新卒者の求人と採用確保を強力にはたらきかけるとともに、企業の雇用受け皿の整備を行うこと。あわせて、労働界にも協力を呼びかけること。
- 二、 就職活動のルール確立や就職活動する学生への支援など、就職活動を改善すること。
- 三、 採用計画の策定や内定取り消しの防止など、企業の社会的責任を踏まえ、政府と企業が連携し、雇用促進の法整備を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年十二月七日

東京都北区議会議長 宇野 等

内閣総理大臣 菅 直人 殿
厚生労働大臣 細 川 律 夫 殿
経済産業大臣 大 畠 章 宏 殿